

【シンガポール】 調査/審査請求を無料で延長できるパイロット・プログラム開始

シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、調査/審査請求期限を 18 ヶ月間無料で延長可能なパイロット・プログラムを導入しました。

シンガポールには、2 つの審査請求ルートがあります。第 1 は現地ルートで、IPOS が調査及び実体審査を行います。第 2 は混合ルートで、対応他国出願の調査結果等に基づき、IPOS が実体審査を行うものです。いずれの場合でも、優先日または出願日から 36 ヶ月以内に調査/審査請求が必要です。但し、36 ヶ月の期限以降、1 ヶ月ごとに 200SGD (約 23,000 円) の延長手数料を支払うことにより 18 ヶ月まで延長可能です。

今般、公表されたパイロット・プログラムでは、審査請求期限が 2024 年 9 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日の間にある出願については、審査請求期限から 18 ヶ月の延長が手数料なしで可能となります。延長申請は、審査請求期限から 18 ヶ月以内であればいつでも可能です。すでに 18 ヶ月未満の延長を申請している場合は、合計で 18 ヶ月までの延長をさらに申請することができます。

詳細につきましては IPOS の以下 URL をご参照ください。

https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/circular-no-4-2024.pdf?sfvrsn=6da3d35f_1